指定給水装置工事事業者の指定

　水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第1号の規定により公示する。

令和 3 年 2 月 24 日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定年月日（有 効 期 限）
				名称	所在地	
指定第391号	大絵興業	船橋市大穴北２丁目６番１棟１２１号	大塚　麻里絵	大絵興業	船橋市大穴北２丁目６番１棟１２１号	令和3年1月25日 （令和8年1月24日）